

八街市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 20年度の人件費率
	(21年度末)	A		B	B/A	
21年度	人	千円	千円	千円	%	%
	75,008	18,882,966	430,164	4,113,869	21.8	24.0

(注) 1 人件費とは、一般職に支給される給与と市長や議員など特別職に支給される給料、報酬、手当のほか、共済費などを含む経費の合計です。
2 普通会計とは、一般会計に特別会計のうち学校給食センター事業を合わせたものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

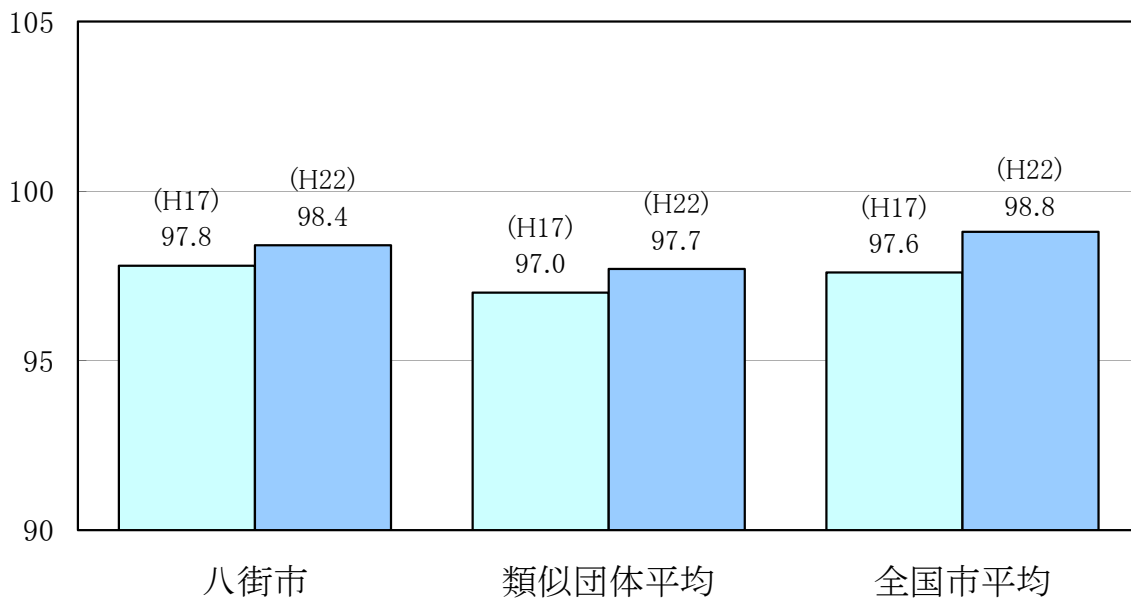
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	510	1,872,037	270,276	683,948	2,826,261	5,542	6,119

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の普通会計に係る人数です。

(3) 特記事項

- 特別職等の給料について、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間、市長35,000円、副市長30,000円、教育委員会教育長26,000円を減額しています。
- 一般職の管理職手当について、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間、20%削減しています。
- 地域手当について、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間、特例条例により5%から3%に削減していましたが、平成21年4月1日から本則で3%となりました。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	178,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
最高号給の給料月額	243,700	297,000	356,600	390,500	403,000	440,700	486,000	503,700

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

A一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八街市	42.4 歳	328,538 円	381,507 円	355,848 円
千葉県	44.1 歳	355,548 円	447,463 円	408,325 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.8 歳	335,606 円	394,618 円	366,140 円

B技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
八街市	45.2 歳	227,868 円	255,997 円	246,623 円
うち 学校給食員	46.0 歳	227,164 円	245,757 円	241,357 円
うち 用務員	46.0 歳	212,467 円	241,850 円	233,150 円
うち 清掃職員	- 歳	- 円	- 円	- 円
千葉県	50.3 歳	334,120 円	392,288 円	371,751 円
国	49.3 歳	284,514 円	—	322,291 円
類似団体	48.7 歳	312,374 円	342,512 円	328,520 円

- （注）1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 清掃職員については、個人情報保護のため、給与情報等を公表しません。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区分		八街市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	I種181,200 円 II種172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	144,500 円	—
	中学卒	125,400 円	133,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	251,900 円	303,375 円	352,330 円
	高校卒	該当なし	該当なし	309,180 円
技能労務職	高校卒	該当なし	225,333 円	262,067 円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし

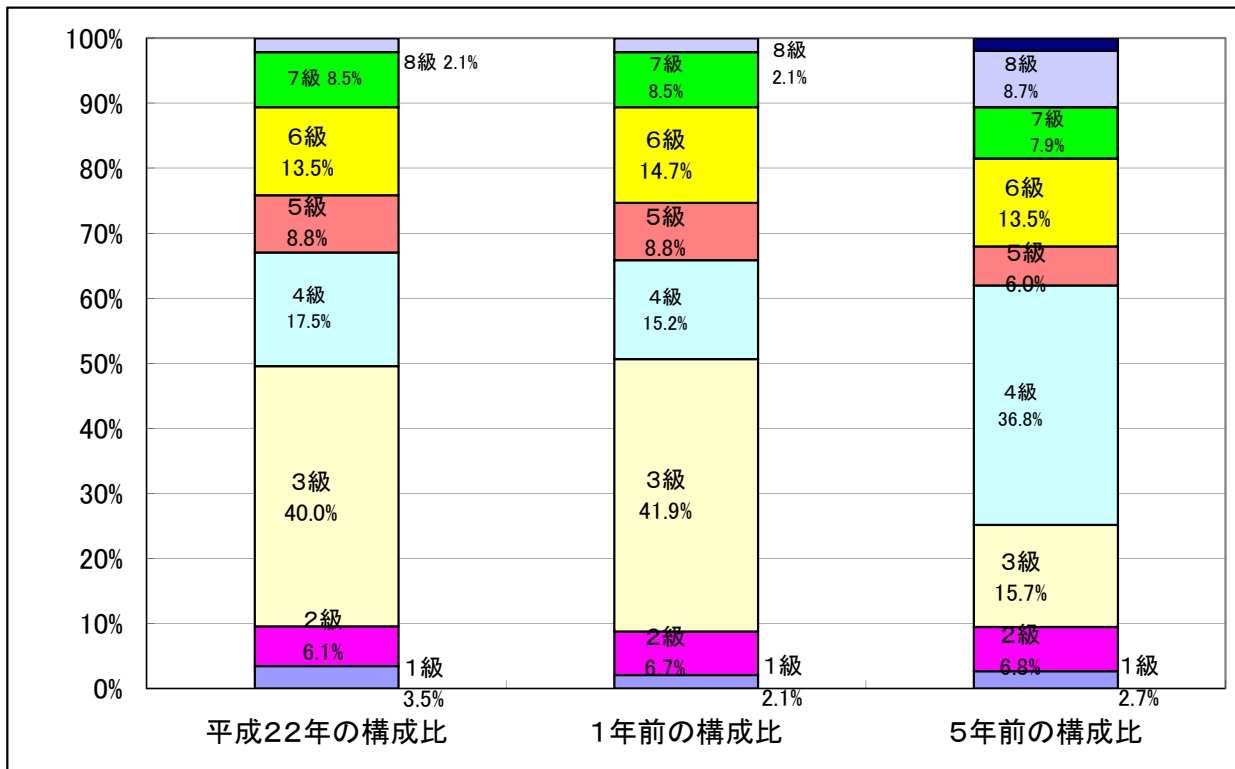
（注）経験年数とは、学校卒業後すぐに採用され、引き続いて勤務している場合には、採用後の年数をいい、採用前職歴採用前職歴などがある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	12人	3.5%
2 級	主事	21人	6.1%
3 級	副主査、主任主事	137人	40.0%
4 級	主査補	60人	17.5%
5 級	主査	30人	8.8%
6 級	主幹、副主幹	46人	13.5%
7 級	課長	29人	8.5%
8 級	部長	7人	2.1%

- (注) 1 八街市一般職の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1: 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、1年間の勤務状況等を5段階で評定しています。

2: 昇給への勤務成績の反映状況
 昇給については、昇給日前1年間、良好な勤務成績だった職員を4号給（給料表7級以上の者は3号給、また55歳以上の者は2号給に抑制）昇給とし、特に勤務成績が良好であった職員は6号給以上、良好であると認められなかった職員については、3号給以下としています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 街 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,366 千円	1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,786 千円	—
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.5)月分 (0.70)月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.5)月分 (0.70)月分	(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.5)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成22年4月1日現在)

八 街 市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 2,309 千円 24,264 千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		62,320 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		113,723 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八街市全域	3 %	541 人	3 %

(4) 特殊勤務手当

平成17年度より特殊勤務手当は、すべて廃止しました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	94,593 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	173 千円
支給実績(平成20年度決算)	77,553 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	140 千円

(6) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ		51,249 千円	227,773 円
住居手当	・借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る) 額に応じて27,000円を限度に支給 ・自宅の場合 2,500円(新築または購入の日から5年間)(※1)	同じ		17,204 千円	159,296 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて2,000円から24,500円を支給	一部異なる	乗用車などを使用した場合の使用距離区分が一部異なる	34,576 千円	74,517 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に対し給料月額100分の18を超えない範囲内で規則で定める額を支給する(※2)	一部異なる	階級別の単価が異なる	28,260 千円	533,208 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の125から150の間での範囲で支給する	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間を正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25をその間の勤務時間に対し支給する			— 千円	— 円
宿日直手当	・勤務1回につき4,200円	同じ		1,033 千円	4,200 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要により、週休日、休日又は年末年始の休日等に勤務した場合、12,000円を限度に支給する	同じ		— 千円	— 円

※1 住居手当のうち自宅分については、平成21年12月に廃止となりました。

※2 管理職手当は、平成21年度から定額制に変更となりました。

6 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
----	----	----	---	---

給料	市区町村長	825,000 円 (860,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 992,000 円/ 500,000 円
	副市長	690,000 円 (720,000 円)	804,000 円/ 395,000 円
報酬	議長	445,000 円	690,000 円/ 359,000 円
	副議長	400,000 円	620,000 円/ 295,000 円
	議員	355,000 円	560,000 円/ 267,600 円
期末手当	市長	(平成21年度支給割合)	
	副市長	4.15	月分
退職手当	議長	(平成21年度支給割合)	
	副議長	4.15	月分
退職手当	市長	(算定方式) 在職月数×給料月額×(45/100) (平成19年4月1日以降に就任の場合35/100)	(1期の手当額) 17,820,000 円 (支給時期) 任期毎
	副市長	在職月数×給料月額×(25/100)	8,280,000 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

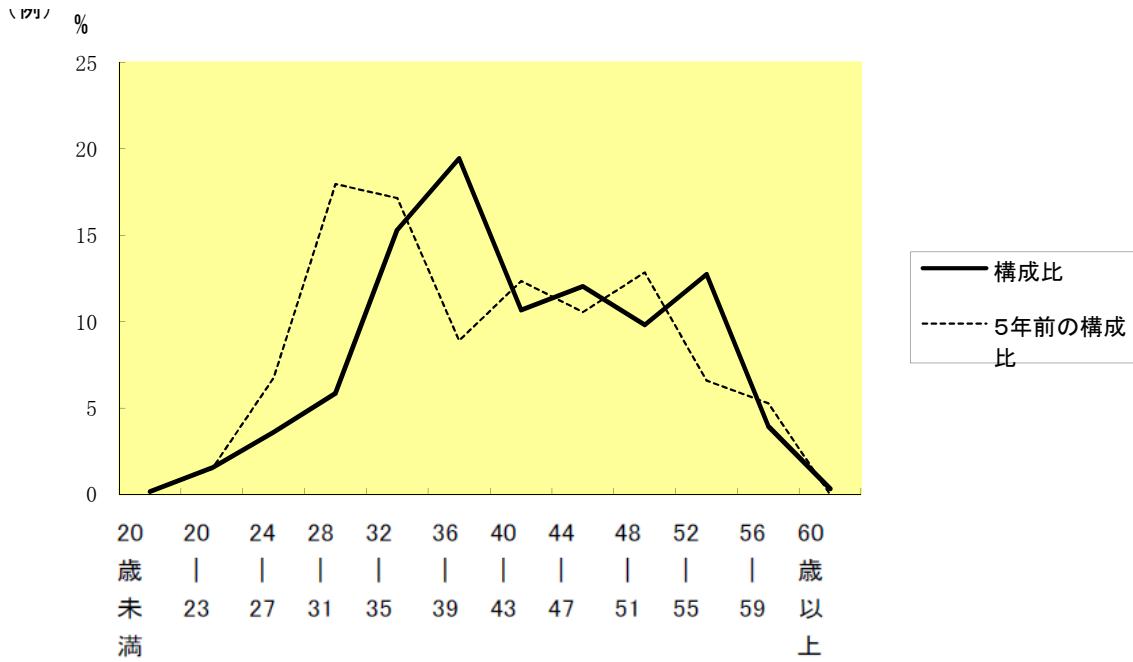
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	-1	休職者の配置換え
		総務	82	82		
		税務	40	39		
		農林水産	21	21		
		商工	4	4		
		土木	63	61		
	民生	140	138	-2	駅北地区区画整理事業の進行に伴う減員 退職者の不補充	
衛生	43	43	-2			
	小計	398	393	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.39 人	
	教育部門	113	113			
	消防部門					
	小計	511	506	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.46 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 79.36 人)	
公営企業計等部門	水道	12	12		業務量に見合った人員配置の実施	
	下水道	12	11	-1		
	その他	28	27	-1		
	小計	52	50	-2		
合計		563	556	-7	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.13 人	
		[636]	[636]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成21年4月1日現在)

(4画)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	21人	34人	89人	113人	62人	70人	57人	74人	23人	2人	555人

(注) 職員数に教育長は含んでいません。

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	424	421	411	405	398	393	△ 31 (7.3)
教育	130	128	121	114	113	113	△ 17 (13.1)
普通会計	554	549	532	519	511	506	△ 48 (8.7)
公営企業等会計	54	49	50	51	52	50	△ 4 (7.4)
総合計	608	598	582	570	563	556	△ 52 (8.6)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

A 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 1,054,832	千円 28,662	千円 71,366	% 6.77	% 6.62

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 12	千円 46,288	千円 7,450	千円 17,628	千円 71,366	千円 5,947
						(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成21年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

- 一般職の管理職手当について、平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間、20%削減しています。
○地域手当について、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間、特例条例により5%から3%に削減していましたが、平成21年4月1日から本則で3%となりました。

B 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八 街 市	42.1 歳	358,200 円	571,208 円
団 体 平 均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

C 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八街市水道事業		八街市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,469 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,366 千円	
(平成21年度支給割合)		(平成21年度支給割合)	
期末手当 2.75 月分 (1.5)月分	勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分	期末手当 2.75 月分 (1.5)月分	勤勉手当 1.40 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成22年4月1日現在)

八街市水道事業			八街市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給	無)	(退職時特別昇給	無)

ウ 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)	1,459 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	121,599 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
八街市全域	3 %	12 人	3 %

エ 特殊勤務手当

平成17年度より特殊勤務手当は、全て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	2,197 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	183 千円
支給実績(平成20年度決算)	1,495 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	125 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人6,500円 16歳から22歳までの子1人5,000円加算	同じ		1,795 千円	199,444 円
住居手当	・借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る) 額に応じて27,000円を限度に支給 ・自宅の場合 2,500円(新築または購入の日から5年間)(※1)	同じ		377 千円	125,667 円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて2,000円から24,500円を支給	同じ		1,066 千円	88,800 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に対し給料月額100分の18を超えない範囲内で規則で定める額を支給する(※2)	同じ		557 千円	556,800 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の125から150の間での範囲で支給する	同じ		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間を正規の勤務時間として勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の100分の25をその間の勤務時間に対し支給する			— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要により、週休日、休日又は年末年始の休日等に勤務した場合、12,000円を限度に支給する	同じ		— 千円	— 円

※1 住居手当のうち自宅分については、平成21年12月に廃止となりました。

※2 管理職手当は、平成21年度から定額制に変更となりました。